七

分野	教育及び学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校 ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 　日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

八

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類（注）	ＪＳＩＣ　〇五一九＊１　その他の金属鉱業 ＪＳＩＣ　二三九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二八一＊２　電子デバイス製造業 ＪＳＩＣ　二八二＊２　電子部品製造業 ＪＳＩＣ　二八九＊２　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ＪＳＩＣ　二九一＊２　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九二＊２　産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九五二＊２　一次電池（乾電池、湿電池）製造業 ＪＳＩＣ　二九六＊２　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二九七＊２　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二九九＊２　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇＊２　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三一三＊２　船舶製造・修理業、船用機関製造業 ＪＳＩＣ　三一五九＊２　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三一九九＊２　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三　電気業 ＪＳＩＣ　三四　ガス業 ＪＳＩＣ　八八九九＊２　他に分類されない廃棄物処理業 ＪＳＩＣ　九〇一＊２　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　九〇二＊２　電気機械器具修理業

２　この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるオンデマンド・サービスを含む。）を含まない。

現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、この留保の対象となる活動が核物質に限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が原子力産業に関連するものに限られることを示す。

九

関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）（注） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 　日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要	注　第八・十一条の規定に基づく義務に関し、この留保は、貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく義務に反しない措置についてのみ適用する。
現行の措置	最恵国待遇（第八・十七条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二章 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三章 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

十

分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	市場アクセス（第八・十五条）
関連する義務	内国民待遇（第八・十六条）

現行の措置	金融サービス 　銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。） 　市場アクセス（第八・十五条） 　内国民待遇（第八・十六条） 　国境を越えるサービスの貿易 　日本国は、第八・二条(d)(i)に定義する提供の態様による次の(a)から(d)までに規定するサービス及び同条(d)(ii)に定義する提供の態様による次の(e)に規定するサービスを除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関する国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 　注　(a)から(d)までの規定については、日本国は、英国の国境を越える金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。 　(a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引 　(b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売（注） 　注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。 　(c)　集団投資計画に対する次のサービス 　(i)　投資助言 　(ii)　資産運用サービス（次のものを除く。） 　(A)　信託サービス 　(B)　集団投資計画（注）の運用に関係しない保管及び執行サービス 　注　この項において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。 　(d)　第八・五十九条(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。） 　(e)　第八・五十九条(a)(ii)に規定するサービス 　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条